

(開 議)

(午後 2時00分)

議長(西 宗亮君) 本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は14名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

---

議長(西 宗亮君) 本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおり、6月21日の議会運営委員会に、議会側から7件の追加議案等の提出がありました。後刻上程しますので、よろしくご審議をお願いします。

- 
- 1 議案第24号 山ノ内町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
  - 2 議案第25号 山ノ内町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
  - 3 議案第26号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 4 議案第31号 山ノ内町地域防災情報システム(同報系)整備工事の請負契約の締結について

議長(西 宗亮君) 議事に入ります。

日程第1 議案第24号から日程第4 議案第31号までを一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長山崎和彦君議題を朗読する。)

議長(西 宗亮君) ただいまの4議案につきましては、去る6月16日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。山本総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 山本良一君登壇)

総務産業常任委員長(山本良一君) 8番 山本良一。

それでは、審査結果の報告を申し上げます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成29年6月26日

山ノ内町議会議長 西 宗 亮 様

総務産業常任委員長 山 本 良 一

1. 委員会開催月日 平成29年6月19日
2. 開催場所 第1・2委員会室
3. 審査議案

議案第24号 山ノ内町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定につ

いて

議案第25号 山ノ内町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第31号 山ノ内町地域防災情報システム（同報系）整備工事の請負契約の締結について

（以上4件 平成29年6月16日付託）

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

#### 4. 経過及び結果

審査区分 議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第31号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査について若干の説明を加えさせていただきます。

議案第24号 山ノ内町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてでございますが、マイナポータルを利用した子育てのワンストップサービスというのが、平成29年7月から運用開始する予定になっております。それに対する条例の制定ということで、今回ご提案をいただきました。情報通信の利用に関する条例というのは、いわゆるオンライン化条例という形で制定する必要があるがございますので、その件でございます。

委員会の中では、実際に運用される時期はいつであるか、現状、例えば7月からワンストップサービス等の対応はできるのかということに関して数々の質問が集まりましたが、実際に稼働するのは10月になるのではないかと、それまでに若干併用制、従来の紙面と電子的な条例がダブった状態で運営されると、そんなようなご説明がございました。

また、子育てワンストップサービスに関しましては、町のワンストップサービスというものがこの制度にそのまま乗っかるか、各市町村の細かなものが乗るか、こういうようなことを質問しましたが、それについては現状ではまだ不可能であると。実際は、町ではなく国の子育てワンストップサービスというものが運用開始されることに合わせた制度であると、こんなような説明を受けております。

多くの質問、それから賛成討論、反対討論を行いまして、賛成5、反対1、こういった形での賛成多数による可決意見でございます。反対討論がございますようなので、反対意見の件に関しては反対討論のほうに任せますので、委員会内部での賛成討論に関しましては、多少の不備、まだいまだ不備が、不備というか、時間的にまだ運用が開始できないという状態の中ではありますが、国が今後もマイナンバー制度に係るマイポータル制度というものを推進していくという方向は出ておりますもので、その入り口である条例は制定すべきと、これが賛成の主な意見でございます。

次に、議案第25号に関しましてもオンライン化条例の一端でございますが、これに関しましては、行政手続条例、これは申請により求められて許認可を拒否する処分をする場合、今までの場合は申請者に対して、要するに記載のある申請書、書面という形でしかなかった中に、括

弧としましてその他申請の内容、その他の申請というのはこの電子的なもの、電磁的な内容のものがあればいいという部分を加えさせていただいたと、こういった形で国の準則に沿った改正であるということで、これに対しまして反対討論が1ございます。それから、賛成は前回、先の24号と同様に、国の制度で国がどんどんこれからオンライン化を進めていく中では、入り口である条例は制定しておく必要があるというのが賛成の理由です。

続きまして、議案第26号 職員の育児休業に関する条例の一部を改正するという条例ですが、これは職員の産休、これは3年間認められておりまして、無給で3年間という形になっておりますが、昨今話題になっております待機児童の問題がございまして、当初申請しておりまして、保育所へ入れるものと思っていたときに保育所がいっぱいで入れない、待機児童になってしまったという中で、新たに延長の申請をできる、これは3年の範囲内の話ですがという制度です。これは、それができませんと、職員の身分保証とかそういった問題が出ますもので、この文章をつけ加えるという形の改正でございます。これに関しましては、全員の賛成での可決でございます。

続きまして、議案第31号ですが、これはご承知のように、本会議における突然の動議があったと。これによりまして、当委員会に付託されたものでございます。動議の内容がはっきり私も承知していないんですが、動議の発言の内容の中から、動議発議者の意思をそんたくいたしまして、3点ほどに分けさせていただきました。有線放送と防災無線のかかわりについての内容がちょっと曖昧であるというような形、2番目は、入札者が指名に関して全く少ない、14社に対して3社ですからというのはいかがなものかという形、それから、これがまたちょっと特殊なんです、一般質問における討論が不明確であると、こんなような3点だったと思うことで、この3点に絞って今回いろいろご質問をさせていただきました。

委員会では、有線放送と消防の防災システムというのは全く別種のものですが、ただご承知のように、有線放送というのはもう既に寿命が来ておりまして、平成30年ごろをめどに廃止するというような方向に進んでおりまして、たまたまそのときに、デジタル型の防災無線の中に、有線の広報の部分の要素、これを取り入れて有線にかわるものとして使えないかと、こういうような方向で、今回のいろいろな提案が行われております。結果として、周波数帯の問題で余り使われていないんですが、新型の周波数帯を使ったような形の中で、業者のほうでも対応できない、あるいは職員が派遣できないと、こんなような形の中で少なくなったものであると、こういうような報告がございました。

役場では、今回管財の方も有線放送の絡みがありますもので、管財の職員も委員会に招きまして、有線放送の要するにしまい方というか、停止、廃止にかかわるスケジュールとかそういうものも含めて、あと入札もたまたま職員で説明できましたが、指名後相当多くの会社から問い合わせがあったり、来庁して問い合わせがあったと、それに対して逐一丁寧に説明は加えたので、応札いただけなかったのは意外であるというような形がございます。それに関しては、今ほど述べたように防災無線からそもそも撤退するんだという会社があつてみたり、片やその

職員の派遣が間に合わない、こんなような形の中での入札不参加であろうと思っております。3社の落札率をお聞きしましたが、非常に適正な形での落札率であったと私どもは考えまして、これも全員の一致で可決すべきものとしたしました。

なお、余談ではございますが、先ほど申し上げましたけれども、議運の中でもこれは当初多少問題になりまして、議運としては、全員協議会の中で十分に審査すべしという形で議運は通過したものでございます。本会議におきまして動議が出たという形の中で、また一般質問のやりとりに関する発言も出たという中で、できれば動議を出された方にもご参加いただくなり、非常に大切な問題ですから、両委員会で合同での審査もあり得たのではないかなという感を持っております。ただ、何らかの事情で委員会の開催が管外視察に振り替えられたという事情もございまして、委員長を招聘できなかったということがございまして、今後はなるべく委員会の日程だけは一致させたほうがいいかなと、そんなような感を持っております。

以上でございます。

**議長（西 宗亮君）** これより委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第24号 山ノ内町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（西 宗亮君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、委員長報告に対し、反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

（9番 渡辺正男君登壇）

**9番（渡辺正男君）** 9番 渡辺正男。

それでは、議案第24号 山ノ内町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

本条例案は、社会保障・税番号制度、これはマイナンバー制度でありますけれども、これによるマイナポータルを利用した子育てワンストップサービス運用開始に伴い、書面で行うことと定められた申請、届け出等の手続をオンラインでも可能とする条例、いわゆるオンライン化条例と呼ばれるものです。

子育てワンストップサービスは、マイナンバー制度活用での子育て行政サービスの変革として、妊娠、出産、育児等に係る子育ての負担軽減を図るため、児童手当、保育、母子保健、ひとり親支援の申請等についてマイナンバーカードを用い、マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能及びお知らせ機能、自己情報表示機能により、オンラインで手続等を行うことを可能にするものです。7月からの運用開始となっておりますが、当面はパソコン向けサービス、これはスマホについては一部サービス利用可能ですが、スマホやタブレット等については、全てのサービスが利用できるように順次検討、整備を進めることとしています。

国は、多くの国民にマイナンバーカードの利便性を実感いただくためとしています。一見便利になるような気がしますが、実は問題点、課題は山積であります。行政関連の個人データが集まるマイナポータルは、成り済ましログインによるプライバシー情報の漏えいを防ぐため、マイナンバーカードのICチップを使った公的個人認証、これはJPKI（Japanese Public Key Infrastructure）で、ログイン認証を実施しています。このため、マイナポータルでは動作環境に一定の制約がかかります。

まず、推奨のブラウザがWindowsではインターネットエクスプローラーの32ビット版、Macではサファリに限定されます。さらに、複数のソフトのインストールが求められます。アメリカのオラクルが提供するJava、これの実行環境、地方公共団体情報システム機構J-LISが提供するJPKI利用者クライアントソフト、そしてマイナポータルが提供するマイナポータル環境設定プログラムのインストールは必須です。カードリーダーのドライバソフトも必要に応じて最新版にアップデートをしなければなりません。さらに、Java実行環境は2013から2014年にかけて脆弱性を狙ったサイバー攻撃が多発した経緯があります。通常利用のブラウザに組み込むにはセキュリティー面で不安が残ります。

また、ワンストップサービス実施に当たり、公務員に対する児童手当は、居住地自治体ではなく所属長が受け付け、審査、認定、支給等の事務を行うため、どう整理するのか、さらに父母が別居している場合やDV事案、居住地を秘匿する必要がある場合です。こんな場合や児童福祉施設の設置者が受給者となる場合等、少数事案における事務手続をワンストップサービスとして提供することの可否についても個別に精査、検討を行う必要があるのに、見切り発車の感は否めません。

そもそも自治体の子育て支援策は多様であり、子育てワンストップサービスの4つの制度以外に放課後児童クラブ、医療費助成、奨学金、就学援助、当町単独では通学定期券補助、卒業祝い金等もあり、自治体ごとに地域の実情を考慮した中で工夫を凝らしており、施策は大きく異なっています。こうした中での今回の子育てワンストップサービスは、とてもワンストップなどと呼べるものではなく、名ばかりのワンストップと言わざるを得ません。

アメリカ版のマイナンバーである社会保障番号（SSN）ですが、2014年延べ1,760万人もの方が個人情報流出の被害に遭いました。背景には、福祉や納税といった行政手続から進学や就職、銀行口座の開設やクレジットカード取得といった身分証明にまでSSNを広範に拡大利用してきたことがあります。共通番号は用途が拡大するほど被害も大きくなるという重要な教訓を示したと言えます。アメリカでは、内国歳入庁も国防総省もSSNの使用をやめ、新たに分野別番号の導入を決めました。共通番号から分野別番号へというのが現在の流れであります。

国は、2020年までには国民8,700万人に個人番号カードを持たせる構想を描いていますが、5月15日現在の全国平均取得率はわずか9.0%、我が町では721枚、5.4%、これは5月15日現在の報告であります。個人番号カードを取得する際には、顔認証システムにかけられ、顔写真のデータは15年間カード関連事務を行うJ-LIS、地方公共団体情報システム機構に保管さ

れます。このデータとそこら中に設置をされました防犯カメラ、これを連動させれば、特定の個人の行動を追跡することも可能になります。この間成立しました共謀罪を、この法律や秘密保護法とも相まって、防犯、治安を口実に国民のプライバシーを著しく侵害することもいとわなない超監視社会が誕生してしまいます。

このように、数多くの問題点を抱えるマイナンバー制度であります。廃止を求める立場から、本案には反対をさせていただきます。

以上です。

**議長（西 宗亮君）** 次に、委員長報告に対し、賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（発言する者なし）

**議長（西 宗亮君）** 討論を終わります。

議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第24号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

**議長（西 宗亮君）** 起立12名で、多数です。

したがって、議案第24号 山ノ内町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第25号 山ノ内町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（西 宗亮君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、委員長報告に反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

（9番 渡辺正男君登壇）

**9番（渡辺正男君）** 9番 渡辺正男。

議案第25号 山ノ内町行政手続条例の一部を改正する条例の制定に対して、反対の立場で討論を行いたいと思います。

今回のこの条例提案であります、先ほど24号でありましたとおり、子育てワンストップサービス等の開始に伴いまして、行政手続の一部、これまで書面だと限定されておりましたものがオンラインでも可能とする、そのための条例改正であります。オンライン化条例というふうに言われている中の一環であります。

今回のこの第2条の改正については、軽微な変更であります。ただ、条例ができてから20年以上もたっているということを考えますと、単に事務局、また職員の落ち度というふうに一方

的に責めることもできないような気がします。私ども議員としても、これに気づかなかつたこと  
の責任は負っているというふうに感じております。

その部分の改正については賛成なのですが、全体を通じて私の立場は、マイナンバーカード  
の制度、この危険性についてずっと反対をさせてきていただいております。国のほうがそう動  
いているので、実際には手続をするしかないというのが現状だと思いますけれども、一刻も早  
くこの制度を廃止していただきたいという立場で、先ほどの第24号の議案と同様、今回のこの  
25号についても、同じ内容、同じ理由で反対をさせていただくものです。

以上です。よろしくをお願いします。

**議長（西 宗亮君）** 次に、委員長報告に対し、賛成者の発言を許します。  
ありませんか。

（発言する者なし）

**議長（西 宗亮君）** 討論を終わります。

議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第25号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

**議長（西 宗亮君）** 起立12人で、多数です。

したがって、議案第25号 山ノ内町行政手続条例の一部を改正する条例の制定については、  
総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第26号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行  
います。

（発言する者なし）

**議長（西 宗亮君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（西 宗亮君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第26号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第26号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**議長（西 宗亮君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いては、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号 山ノ内町地域防災情報システム（同報系）整備工事の請負契約の締結について

質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第31号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第31号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(西 宗亮君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 山ノ内町地域防災情報システム(同報系)整備工事の請負契約の締結については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 5 陳情第4号 免税軽油制度の継続を求める陳情書

議長(西 宗亮君) 日程第5 陳情第4号 免税軽油制度の継続を求める陳情書を上程し、議題とします。

本案につきましては、総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

山本総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 山本良一君登壇)

総務産業常任委員長(山本良一君) 8番 山本良一。

それでは、付託を受けております陳情についての報告を申し上げます。

平成29年6月26日

山ノ内町議会議長 西 宗 亮 様

総務産業常任委員長 山 本 良 一

### 陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、山ノ内町議会議規則第94条により報告します。

#### 記

1. 受理番号 第4号
2. 受理年月日 平成29年4月28日
3. 件 名  
(陳情第4号) 免税軽油制度の継続を求める陳情書  
陳 情 者 山ノ内町大字夜間瀬11494



北志賀藤田観光株式会社 代表取締役 藤田健太郎 他4名

4. 付託年月日 平成29年6月12日

5. 審査結果 採択すべきものと決定

以上でございます。

審査に当たっての内容を若干説明させていただきますが、これと全く同様の陳情が平成25年9月議会に提出され、可決されております。余談ではございますが、当時私が観光経済常任委員長で、これを提案したと記憶しておりますが、ご承知のように、道路特定財源が、非常に戦後は有意義なものとして機能していたのが、時代の変遷を経て一般財源化されたと、そんなところからの、一般財源化されたから今まで非課税のものを課税するのかと、こういったような論点の中で、今までどおり整合性を考え、免税処置を継続していると、そんなような形でございます。

この免税措置が平成30年3月末に廃止されると、こんなような状況を受けまして、今回免税措置の継続を求めた趣旨の陳情でございます。当山ノ内は非常に多くのスキー場を抱えた観光地であるということで、この廃止は地域経済に多大な影響を及ぼすということが明らかであると、また、委員会の中に、たまたま1社の実際の免税措置がなくなった場合にこのぐらいかかるというような試算表も提出され、六百数十万という数字が出ておりまして、これは非常に大きな影響を及ぼすということですので、審査の結果、全員の一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上です。

議長（西 宗亮君） 委員長報告に対し、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第4号を総務産業常任委員長の報告のとおり決定することにご意義ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号 免税軽油制度の継続を求める陳情書については、総務産業常任委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

---

## 6 発委第2号 山ノ内町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議長（西 宗亮君） 日程第6 発委第2号 山ノ内町議会委員会条例の一部を改正する条例の

制定についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林議会運営委員長、登壇。

(議会運営委員長 小林克彦君登壇)

**議会運営委員長(小林克彦君)** 12番 小林克彦。

それでは、発委第2号 山ノ内町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案の説明をさせていただきます。

当議会は、山ノ内町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

平成29年6月26日 提出

山ノ内町議会運営委員長 小林克彦

平成29年6月 日 議決

山ノ内町議会議長 西宗亮

それでは、提案内容について申し上げます。

山ノ内町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

山ノ内町議会委員会条例(昭和62年山ノ内町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 予算決算審査委員会 13人

ア 当初予算の審査に関する事項

イ 決算の審査に関する事項

第8条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、予算決算審査委員会の委員長は、副議長をもって充てる。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。

それでは、この内容について説明を申し上げます。

申し上げるまでもなくこの地方議会、地方自治体については、憲法に発し、それから実定法の上位法として、私どもが地方自治法の制約を受けるその指定によって立っているわけです。

96条の本項で、議会は次に掲げる事件を議決しなければならないとして、2号3号、2号で予算を定めること、3号で決算を認定することとして、一番冒頭に、重要事項として議決事件として定められております。そして、この議案審査については委員会の設置を認めています。第109条本項で、条例で常任委員会、議会運営委員会、特別委員会を置くことができるとしております。

さて、ここですが、これまで山ノ内町議会は、私が知る範囲においては、予算決算についても特別委員会をその都度構成して審査、審議をしまりました。これは、専らその都度構

成することによって、構成議員、者の融通が図られるということに重点を置いてきたものだろうと思います。しかしながら、今度は予算決算については毎年度提出者が確定していること、それから議会として最も重要な団体意思決定が求められる議案であること、そのようなことから、これまでその都度特別委員会を構成して審議してまいりましたけれども、慎重に審議を重ねた結果、両議案とも機関として同一の委員会が、もしくは者が審議すべきものとの結論に至りました。

よって、山ノ内町議会委員会条例第2条本項にて、第4号で委員会を設置し、第8条第2項にただし書きを加え、構成をより明確にするものであります。

以上であります。

**議長（西 宗亮君）** ここで、議事進行整理のため、暫時休憩します。

(休憩)

(午後 2時39分)

---

(再開)

(午後 2時41分)

**議長（西 宗亮君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**議長（西 宗亮君）** 小林議会運営委員長、登壇。

(議会運営委員長 小林克彦君登壇)

**議会運営委員長（小林克彦君）** 12番 小林克彦。

大変失礼いたしました。第7条を飛ばして提案してしまいました。第7条に一部改正後の文章を読み上げます。

第7条 議員は少なくとも一部の常任委員となるものとする。ただし、第2条第3項に規定する広報常任委員会及び同条第4号に規定する予算決算委員会を除く。

以上でございます。

**議長（西 宗亮君）** 質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長（西 宗亮君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

**議長（西 宗亮君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第2号を採決します。

発委第2号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

**議長（西 宗亮君）** 異議なしと認めます。

したがって、発委第2号 山ノ内町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

## 7 発委第3号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

議長（西 宗亮君） 日程第7 発委第3号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山本総務産業常任委員長、登壇。

（総務産業常任委員長 山本良一君登壇）

総務産業常任委員長（山本良一君） 8番 山本良一。

たびたびですが、これで最後の登壇になると思います。先ほど陳情第4号を可決いただきましたことに伴いまして意見書を提出するものでございます。

発委第3号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成29年6月26日 提出

総務産業常任委員長 山本良一

平成29年6月 日 議決

山ノ内町議会議長 西 宗亮

それでは、読み上げます。

### 免税軽油制度の継続を求める意見書（案）

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化された。これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に用いられる軽油について設けられている免税制度が、平成30年3月末で廃止される状況にある。今までこの制度により、道路を運行しない農林業用機械、船舶、採石場内の重機等に使用される軽油は免税が認められてきた。特に本県の冬の観光を支えてきたスキー場においては、ゲレンデ整備で使う圧雪車等に使用する軽油の消費量は多大で、利用者の減少と円安による価格の上昇という厳しい状況にあるスキー場の経営維持に大きく寄与してきたが、免税制度が廃止されることにより、さらに厳しい環境に陥り、観光産業及び地域経済にも大きな打撃を与えることが危惧される。

よって、国においては、観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響に鑑み、免税制度を継続するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月 日

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 伊達 忠一 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

総務大臣 高市 早苗 様

財務大臣 麻生 太郎 様  
農林水産大臣 山本 有二 様  
経済産業大臣 世耕 弘成 様  
国土交通大臣 石井 啓一 様

長野県山ノ内町議会議長 西 宗 亮

以上です。

議長（西 宗亮君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第3号を採決します。

発委第3号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第3号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

---

#### 8 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について

#### 9 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

#### 10 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

#### 11 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（西 宗亮君） 日程第8から日程第11までを一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長山崎和彦君議題を朗読する。）

議長（西 宗亮君） 以上4件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、4案は各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続調査することに決定しました。

---

議長（西 宗亮君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

---

議長（西 宗亮君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、第17代議会後期の人事構成後最初の議会となり、6月12日の開会以来、本日までの15日間にわたる会期において、一般会計、特別会計補正予算、条例の改正、契約等、全ての案件について慎重審議をいただきました。

また、3日間にわたる一般質問では、11名の議員が登壇され、防災や産業振興、ふるさと納税、子育て支援や教育問題などさまざまな課題に対し、活発な論戦を展開いただきました。議員各位、そして理事者、管理職各位には円滑なる議会運営に格別なご協力を賜り、本日無事閉会を迎えられますことを厚く御礼を申し上げます。

今期定例会を通じて議員各位から述べられた一般質問、あるいは質疑などの意見、要望につきましては、今後の町政執行に際して十分反映されますよう、強く要望する次第であります。

また、本定例会中、管内視察にも精力的にお取り組みをいただきました。その成果につきましては、今後の議会活動を通じ、町政発展に生かされますようお願い申し上げます。住民自治の充実の必要性が期待される中で多様な民意を吸収、集約し、自治体の意思決定を行う議会の役割はますます重要となり、自律的な議会運営の必要性が高まっています。改めて開かれた議会、住民が主人公の議会という観点から、住民の声に真摯に耳を傾け、住民が求める議会とは何かを真剣に考え、議会の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。議員各位には、なお一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、これから本格的な夏を迎え、いよいよ暑さも厳しくなっております。議員各位、理事者、管理職各位におかれましては、健康には十分ご留意され、明るく元気なまちづくりに一層のご尽力を賜り、ご活躍されますようご祈念申し上げ、閉会の挨拶とします。

本日の会議を閉議します。

---

議長（西 宗亮君） 町長から閉会の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 平成29年第3回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本議会定例会は、6月12日から15日間の会期中、各常任委員会の管内視察を初め、3日間の一般質問では行財政運営、産業振興、地域振興、福祉や教育行政などを中心に活発なご議論をいただきました。

また、提案いたしました議案のうち、31号議案は緊急動議により委員会付託での審議もありましたが、全ての案件につきましては原案どおりご承認いただきありがとうございます。

6月12日から6月16日、国家公務員研修として国土交通省、会計検査院、法務省の職員3名が来庁されました。学生当時、志賀高原へスキーに来たことがあるとのことでしたが、行政マンとしての町とのつながりを大切に、当町での研修を生かし、今後大いにご活躍いただき、友達や家族でリフレッシュとして観光での来町を期待しているところでございます。

6月14日、ユネスコで、「みなかみ」と「祖母、傾、大崩」の2エリアが新たにユネスコエコパークとして登録され、日本では9エリアとなりました。

8月7日、日本ユネスコエコパークネットワーク会議が東京で開催されますので、そこで国内加盟の報告、承認とともに、今後一緒にエコパーク活動を展開してまいりたいと思っております。

一方、イオンとパートナーシップを協定し、資金面、PR面での企業支援を受けるべく、6月22日、志賀高原ユネスコエコパーク協議会総会で承認を得ましたので、8月7日の東京での全国総会で承認を得た後、イオンと協定を締結します。

6月7日、気象庁が草津白根山の警戒レベルを2から1に下げたことを受け、草津白根山火山連絡協議会長である草津町長は、6月15日、火口周辺立入禁止区域を1キロから500メートルに緩和しました。本格的なグリーンシーズンに入る前、夜間通行規制の解除とともに白根山の山頂まで登ることができ、神秘的なエメラルドグリーンの湯釜の火口湖を眺めることができることは、山の日や信州デスティネーションキャンペーンを迎える時期、大変うれしい話題であります。草津町、山ノ内町広域観光の目玉であり、大いにPRし、活用してまいりたいと思っております。

6月下旬から8月下旬まで、標高1,600メートル志賀高原石の湯のゲンジボタルの季節を迎える折、9年ほど前、全国ホテル大会が志賀高原で開催されるに当たり、地主の和合会が町のホテル保存管理計画に基づき、廃ホテルを撤去されました。このたび、地主や志賀高原関係者のご理解により、町計画区域を約6,000平米追加し、一帯15万8,700平米に拡大されました。夏の志賀高原の風物詩として、志賀高原観光の目玉として、保護と観光の両面で適切な管理計画に努め、多くの皆さんに楽しんでいただきたいと思います。

7月から9月、信州デスティネーションキャンペーンのスタートとして、7月1日、鉄道の玄関口湯田中駅で、観光連盟や女将の会「ゆのか」の皆さんとともに“YOKOSO!やまのうち”のウェルカムイベントを開催します。おもてなしを大切に、当町の観光を満喫していただくようPR、対応して受け入れてまいりたいと思っております。

7月と9月には、ゆのかの皆さんを中心に、「湯の郷まるごてら号」を運行しますが、期間中3日間、「町長便」として私も同乗し、当町の魅力をPRするとともに、平和観音や志賀高原みそ蔵などをご案内する予定でございます。

7月14日、中学生による「夢見るまちづくり討論会」が、1つとして観る・買う、2つとして食べる、3つとして泊まる・体験・イベントの3つのテーマに分けて開催されます。これは3月14日、山ノ内中学校のユネスコ・スクールへ加盟承認を受け、開催するものですが、町理

事者、議員、町内の各種団体の皆さんを交え、一緒にまちづくりを考えるよい機会であり、関係者の皆さんのご参加をお願いいたします。子供議会でもそうでしたが、大人とはちょっと違った視点でのまちづくり提案を模索してみたいと思います。

7月23日から約2カ月間、志賀高原ロマン美術館で長野オリンピック開催20周年特別展を開催します。当町第1号のオリンピックであります竹節作太さんや、アルペンスキー唯一のメダリストでIOC名誉委員猪谷千春さん、スポーツ文化大使、キング・オブ・スキーの荻原健司さんを初め、町オリンピックの貴重な品々や、長野オリンピック関連メモリアル品等を展示します。町を挙げてのオリンピックであり、感謝申し上げます、多くの皆さんに拝観いただくよう、入場無料といたします。

一方、同日、引き続いて志賀高原歴史記念館に猪谷千春記念コーナーをリニューアルオープンします。さきに紹介しましたIOCの貴重な品々や、猪谷家のスキーにかけた足跡など、日本のオリンピック史の貴重なお宝も展示されます。志賀高原の新たな観光施設として広く町民、観光客の方々にごらんいただくため、こちらも無料でございます。

7月29日、第4回ABMORI植樹開催で、ことしも市川海老蔵さんを初め、全国1,000名余の皆さんのご参加により、昨年に引き続き、熊の湯エリア旧笠越スキー場で開催する予定でございます。ご承知のとおり、6月22日、奥様麻央さんが闘病むなしく逝去され、本日家族葬が行われますことから弔電を差し上げましたが、心よりお悔やみ申し上げますとともに、海老蔵さん、麻央さんの思いを私たちは引き継ぎ、ABMORI活動を実施してまいりたいと思います。

ABMORIについては、全国の皆さんから多くの寄附をいただいております。新たにABMORIオリジナルグッズとして、マフラータオルや唐辛子などを販売しておりますので、ご購入、ご協力をよろしく願いいたします。海老蔵さんの思いと私たち地元や全国の参加者とともに、「後世に残そう森・水・いのち」信州・志賀高原から始まる市川海老蔵“いのちの森”づくりを、大勢のご参加とご協力によりことしも成功させたいと思います。

なお、今後のことについては、海老蔵さん、麻央さんの思いを大切に、前観光庁長官の溝畑さん、スリートップ亀井社長、長野県と十分協議してまいりたいと思っております。

6月6日、佐野区を初めとして各地区土木見回り、懇談会や行政懇談会など、実施、計画されており、8月上旬まで続きます。担当職員、県、県議の皆さんとともに、地域の抱える課題を直接見たり聞いたりしながら、安心・安全なまちづくり、地域の活性化に努めてまいりたいと思っております。地元議員として、議員の皆さんにつきましては、町政推進のため、また地元とのパイプ役として参加、協力をお願いしたいと思います。

例年より10日から半月ぐらい遅いタケノコ狩りシーズンでございますが、残念なことに6月24日、志賀3号トンネル東館山付近の沢筋で、須坂市の73歳の死亡が確認されました。6月21日、遭対協志賀高原班、今週6月29日、志賀高原遭対協の各総会で、タケノコ狩りや登山、バックカントリーなどの無謀な行為、ルール厳守を促すとともに、警察、救助隊と連携を密にし、



人命救助に対応してまいりたいと思っております。

最後になりましたが、議員各位におかれましては健康に十分ご留意いただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございます。

---

## 閉 会

議長（西 宗亮君） これにて平成29年第3回山ノ内町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

(閉 会)

(午後 3時03分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員